

## ○介護認定審査会の簡素化について

「介護認定審査会の簡素化とは」

認定調査等の内容が長期にわたり変化していない者については、要介護度もまた不変であるという蓋然性が高いことが想定されることから、介護認定審査会委員等の事務負担軽減を図るため、平成30年4月1日以降、一定の要件を満たしているケースについては「二次判定手続の簡素化」が可能になりました。国が示す基本的な要件は以下のとおりです。

- 1 対象者の要件（保険者は必要に応じ要件を追加・変更できる）
  - (1) 審査会対象者が介護保険法第7条第3項第1号または同条第4項第1号に定める者（第1号被保険者）であること
  - (2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請又は要支援更新申請であること。
  - (3) 一次判定（「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下同じ。）における要介護度が、前回の認定結果の要介護度と同一であること
  - (4) 現在認定の有効期間が12ヶ月以上であること
  - (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」または「要介護1」である場合、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと
  - (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと
    - ・ 29分以上32分未満
    - ・ 47分以上50分未満
    - ・ 67分以上70分未満
    - ・ 87分以上90分未満
    - ・ 107分以上110分未満

※なお、清須市においては、上記（5）の要件を「一次判定における要介護度が「要支援2」または「要介護1」でないこと」と変更して運用することとします。

## 2 審査判定の流れ

一般的な審査判定は下記図の流れで行いますが、簡素化対象の審査判定においては、A・B・Cを行わずに、介護認定審査会において簡素化予定者一覧の確認Dを行った上で、一次判定どおりの要介護度を審査判定結果とします。

